

令和4年度第1回富山市入札監視委員会 概要

日 時	令和4年7月19日（火）午後1時30分から
場 所	富山市役所議会棟8階 第4委員会室
委 員 (委員数5名) 出 席 4名	委員長 古 田 俊 吉 (富山大学名誉教授) 委 員 大 石 貴 之 (弁護士) 委 員 金 山 睦 美 (税理士) 委 員 前 澤 保 (元富山市財務部長)
次 第	1 開会 2 報告 ・入札及び契約の適正化に向けた取り組みについて ・入札監視委員会の運営方法の見直しについて 3 審議 ・富山市の入札・契約手続及び運用状況 ・抽出案件の審議 4 審議結果のまとめ 5 閉会
対 象 期 間	令和3年10月1日から令和4年3月31日まで
抽 出 案 件 (落札率)	12件（対象案件件数 281件） ① 第三火防水路改良（第5工区）工事（99.34%） ② 市道豊若町11号線外1線側溝改良（第3工区）工事（87.42%） ③ 針原幹線配水管布設替（第7工区）工事（100%） ④ 富山公共下水道浜黒崎浄化センター管理本館受変電設備 外改築実施設計業務委託（73.18%） ⑤ 一般国道41号大沢野富山南道路工事に伴う下水管布設替 （その1）工事（83.03%） ⑥ 上二杉地区取付管移設（その3）工事（99.15%） ⑦ 上滝中学校校舎及び体育館解体工事（82.67%） ⑧ 八尾行政サービスセンター移転改修工事（99.74%） ⑨ 富山市民芸術創造センター屋根・外壁等改修工事（99.68%） ⑩ 市道今山田小島線道路災害復旧工事（99.57%） ⑪ 山田今山田地区マンホール高調整工事（96.48%） ⑫ 鷹の橋撤去設計業務委託（97.22%）
審 議 の 概 要	別紙のとおり
委 員 会 の 意 見	審査対象期間の建設工事及び建設コンサルタント業務に係る入札・ 契約事務については、概ね適正に行われていたと判断する。

別 紙

審議の概要

<p>審議 1 富山市の入札・契約手続及び運用状況</p> <p>契約制度全般に関する資料について</p> <p>I 富山市の建設工事等の入札・契約制度</p> <p>II 入札・契約事務の改善</p> <p>III 指名停止等の運用状況</p> <p>IV 入札・契約方式別の発注件数及び落札率</p>
<p><意見></p> <p>事前打ち合わせの際に、今後も色々な観点でデータの提供を進めていくと話があり、期待しています。公正な競争のためにはすべての人が公平に平等に情報を受け取ることができ、その環境を維持していくことが必要だと思えます。ただ、事務局の負担が大きくなることを心配しています。</p>
<p><回答></p> <p>いろいろな方面の方からオーバーワークの心配をいただきますが、事件があったことを踏まえ、契約課で知恵を絞って汗をかき、市の入札契約制度の信頼回復に向けて乗り越えなければならない壁であると思っています。</p> <p>また、提供するデータについては多面的な見方をすることが大事であり、今回の一者応札の分析につきましては、業種別、契約金額別あるいは等級格付別にお示しさせていただきましたが、このほかにも例えば発注時期や工期の長さなども要因として考えられると思えますので、次回以降こういった点も踏まえてお示しをさせていただきたいと思っています。</p>
<p><意見></p> <p>こういう事件が起きたことを踏まえて、やはり職員の適正配置と適正教育が大切だと感じます。前回の委員会で富山市職員全体に対する教育（公務員倫理研修）を進めていくとのことでしたが、そのレベルを上げていくということも必要なので、やはり必要部署に適材適所、プラス人数においても重要なところにウエイトを置いて配置いただくということを委員会として申し入れるかどうかを考えたいと思えます。</p> <p>委員会の関係も年4回になり、事務作業が大きく増えそうな気がいたします。委員の皆さんも時間的な負担になるのではないかと考えています。その点を検討いただいていることは理解していますが、市としても負担が過剰にならないよう、管理職の方は配慮をよろしくお願いします。</p>
<p>審議 2 令和3年度下半期分抽出案件の審議</p>
<p>① 工事名：第3火防水路改良（第5工区）工事</p> <p>担当課：河川整備課</p>
<p><説明></p>
<p><質疑></p> <p>契約書によると工期は令和4年3月31日までとなっています。工事完成期限</p>

<p>は予算の繰越議案が可決された場合は9月30日となる予定であるとなっておりませんが、この案件は可決されたのですか。また、その場合は変更契約を締結するということですか。</p>
<p><回答> 可決されています。それに伴い、議決をいただいた後に変更契約書を取り交わしています。</p>
<p>② 工事名：市道豊若町11号線外1線側溝改良（第3工区）工事 担当課：河川整備課</p>
<p><説明> 質疑無し</p>
<p>③ 工事名：針原幹線配水管布設替（第7工区）工事 担当課：上下水道局 水道課</p>
<p><説明> <質疑> 入札参加資格の総合点数が1,310点以上のAランク事業者としていますが、対象となる事業者の数はどれだけありますか。</p>
<p><回答> 水道管の入札参加資格を有する事業者は、63事業者です。そのうちAランク事業者は19者でしたが、先ほど契約課から説明しましたように年度途中から1者減り18者が資格を有しています。</p>
<p><質疑> Aランク事業者が18者で、その他の要件として平成18年4月以降、本工事の予定価格の3割以上の施工実績を求めていることで対象の事業者はさらに絞られることになりますか。</p>
<p><回答> 今ほど申し上げましたAランク事業者19者については、この3割以上の施工実績は全事業者が有しています。</p>
<p><質疑> この案件は1者のみの応札ということですが、時期的には仕事が少なくもっと仕事をしたいという期間ではないかと思えます。この事業者のみの入札となった原因を聞かせてください。また、先ほど1者が水道管の入札参加資格を取り下げたという話がありましたが、その理由も聞かせてください。</p>
<p><回答> 一つ目に関しまして、原因として考えられますのは、水道管業種は、全体で年間140件余りの工事があり、Aランク18者に対し、Aランク工事というのは概ね30件ないし40件ぐらいの件数があります。水道管は材料に特殊な構造の継ぎ手を使用していることもあり、特定の資格を有するものしか取り扱うことができないう法律上の制限もあります。この有資格者が一つの現場に配置されると、次の仕事を受注したくても技術者を配置できないため、応札ができないとい</p>

うこととなります。同日に入札を行った別工区のAランク事業者を対象とした工事でも一者応札となっています。このような背景もあり、発注する側も一定程度、事業者の受注状況や現場の進行状況等を勘案する必要があります。地元や関係機関との調整なども含め、相当の制限がある中で検討し発注した結果の一者応札であると考えています。

次に、Aランク事業者が1者、入札参加資格を取り下げた理由ですが、今ほど申し上げた継ぎ手に関する資格あるいは家に水道を引き込むための給水装置等についても日本水道協会で定めた厳格な資格が必要となります。この有資格者を会社が雇用できなくなった時点で水道管の入札参加有資格を維持することが出来なくなります。具体的には有資格者が高齢により退職し、それに代わる若い社員を確保して、資格取得させるとなると社員の育成に相当の時間がかかるので、企業の判断で入札参加資格を取り下げられたものと考えています。

<質疑>

当局でもそういった情報を詳しく集めておいていただければと思います。公正な競争の下で工事を行っていただくことが税金の効率的、公正な運用として好ましい状態です。しかし、技術者がいなくなるとか、事業の継続が難しいという状況では公正な競争の維持が難しくなるため、また、災害発生の際にライフラインを維持するためにも事業者を育成していくことが大事だと思います。

<回答>

水道管工事事業者の育成に関しましては、富山市管工事協同組合と協力し、一定程度の技術水準を確保するために、継ぎ手や新しい管材等の講習を定期的に行っています。

④ 案件名：富山公共下水道浜黒崎浄化センター管理本館受変電設備外改築実施設計業務委託

担当課：上下水道局 下水道課

<説明>

<質疑>

応札した2者は市外業者ですか。市内にはこの仕事を受注できる能力がある事業者はいないということですか。

<回答>

2者とも市外業者です。本業務の履行に当たり、配置を求める技術者の資格が難易度の高いものであること、また、この浜黒崎浄化センターと同規模の改築実施設計実績を有することを入札参加資格の条件としたため、市内業者は参加できなかったものと考えられます。

<質疑>

当初からこの事業については市外業者が受注する見込みだったのですか。

<回答>

配置技術者として複数部門の技術士の資格を求めていたため、市外業者も含めて競争させなければ入札が成立しないという可能性を危惧していました。

<回答>

この入札公告を行った際に、(設計図書等の) 資料をダウンロードした事業者について確認ができるのですが、市内業者も2者がダウンロードをしており、市外業者では今回応札した2者がダウンロードをしています。計4者がダウンロードをしましたが、市内業者においては内容を確認した結果、応札はしないと判断され、今回の入札結果になったものと考えられます。

<質疑>

市内業者が内容を確認したうえで、応札には至らなかったということですが、理由としては金額の面、技術者の面のどちらが理由と考えられますか。

<回答>

設計業務の積算自体は標準的な歩掛に基づいて積み上げた価格となっていますので、配置技術者が要因で応札できなかったものと考えられます。

<質疑>

今回入札に参加された市外業者2者について、富山に営業所はお持ちですが、本店所在地はどちらですか。

<回答>

2者とも東京です。

⑤ 案件名：一般国道4 1号大沢野富山南道路工事に伴う下水管布設（その1）
工事

担当課：上下水道局 下水道課

<説明>

<質疑>

この件は低入札価格調査が行われていて、低入札価格調査書の、「③経営状況等」に「問題情報はない」と記載がありますが、どのような方法で確認されていますか。例えば、何か照会をかけるとか、過去の決算書を確認しているのですか。

<回答>

特に照会をかけるということはしておらず、例えば業界から得られる間接的な情報や、実際にヒアリングに来られた際に得られる情報等から判断しています。

<質疑>

予定価格 1,255 万円に対し入札価格が 1,042 万円と低い価格で入札された理由については分かりますか。

<回答>

企業内部の状況については分かりませんので、個々の企業戦略の結果であると思います。

<質疑>

工期が令和4年7月29日で、間もなく工期末を迎えますが、今、どの業種でも資材の高騰や納期の遅延により工期も遅れがちになると聞いています。低入札価格調査書の②の資材について、予定する入手先に見積りを取り、確実な調達が見込まれると記載されていますが、これは調達資材の価格も当初の見積り通りで、

<p>確実に入荷し、工事も7月29日で終わる見込みということですか。</p>
<p><回答> はい、工事自体は既に完了しており、あとは検査を残すのみです。</p>
<p>⑥ 案件名：上二杉地区取付管移設（その3）工事 担当課：東上下水道サービスセンター</p>
<p><説明></p>
<p><質疑> 3者が辞退していますが、辞退理由は把握されていますか。</p>
<p><回答> 1者は現場代理人を確保できないという理由で辞退届がありました。残りの2者についても、後日聞き取りを行ったところ現場代理人の不足と回答がありました。</p>
<p><質疑> 発注時期があまり良くなかったということですか。</p>
<p><回答> 工期が令和3年12月1日から令和4年1月14日までとしています。年末年始を挟むことや、降雪の時期であることから、実際の工期はかなり短いものとなっています。なおかつ県道の拡幅工事の施工業者との調整もあるため、時間が足りないといった理由があるのではと思われます。</p>
<p><質疑> 県の事業との兼ね合いがあるため、不利な条件であってもこの時期にこの工期で発注せざるをえなかったということですか。</p>
<p><回答> はい。県からは10月20日に移設依頼があり、その内容は2月末までに移設工事を完了してほしいというものでした。その後一か月余りの間に設計し、工事完成後の検査期間を考慮し、1月14日を完成期限として発注しました。</p>
<p>⑦ 案件名：上滝中学校校舎及び体育館解体工事 担当課：学校施設課</p>
<p><説明></p>
<p><質疑> この入札参加資格の業種が解体の場合には、総合点数の要件はないのですか。</p>
<p><応答> 解体工事は、等級格付を行っていないため、総合点数の要件を定めていません。本件の場合には富山市に解体の入札参加資格を持っていることが入札参加資格の条件です。</p>
<p><質疑> それは事業者自体が少なく、格付を行うことができないということですか。</p>
<p><回答> 格付を行っている業種とは、一定程度発注件数があるため、広く事業者が入札</p>

に参加できるよう、設定しているものです。基本的にあまり発注のない業種については格付を行っておらず、条件を満たす全ての事業者が入札参加できるようにしています。

<質疑>

2点目は先程もお聞きしましたが、低入札価格調査書の「③経営状況等」に「問題なし」とした際、どのような方法で判断されたのですか。

<回答>

先程の上下水道局の案件と同様、見聞した情報をもとに判断したものであり、決算書の提出などは求めています。

<質疑>

契約書の「6 解体工事に要する費用」は「別紙のとおり」とありますが、別紙とは何を指すのですか。

<回答>

建設リサイクル法では、工事で発生する廃材の処分等について明示しないといけないと規定されているため、解体工事に限らず、一定金額以上等の条件を満たす工事は、発生する廃材の処分先や処分費用等を別紙に記載しています。

<質疑>

予定価格について、4番目の事業者でも2億9,360万円と予定価格よりも2,500万円ほど低いわけですが、予定価格が高かったのですか。

<回答>

予定価格の算出は公の情報である物価本や、県下統一の基本的な単価を活用するほか、個別の案件では3社以上から見積りを取得し一番安い価格で算出しているため、価格設定が高いとは考えていません。

<意見>

適正に予定価格を設定した上で競争が働いた結果であり、非常に好ましいことでもあります。

⑧ 案件名：八尾行政サービスセンター移転改修工事

担当課：八尾総務課

<説明>

<質疑>

本件の入札参加者が2者という状況について、発注課の見解を聞かせてください。

<回答>

入札参加者は2者ですが、同日に細入中核型地区センターの改修工事の入札も執行しています。そちらの入札参加者も2者、併せて4者となるため、この2者というのは妥当と考えています。

⑨ 案件名：富山市民芸術創造センター屋根・外壁等改修工事

担当課：文化国際課

<説明>

質疑無し
<p>⑩ 案件名：市道今山田小島線道路災害復旧工事 担当課：土木事務所建設課</p> <p><説明></p>
<p><質疑></p> <p>災害復旧工事ということで早期の復旧が望まれますが、この冬は結構雪が降りました。工期内に完成していますか。</p>
<p><回答></p> <p>工事は現在も施工中です。8月31日まで工期を延長し、8月上旬には完成する予定です。</p>
<p>⑪ 案件名：市道今山田小島線道路災害復旧工事 担当課：土木事務所建設課</p> <p><説明></p>
<p><質疑></p> <p>401万5,000円で落札した後、契約額が449万200円に変更されています。この増額変更の原因は何ですか。</p>
<p><回答></p> <p>施工対象となるマンホールが、当初の8か所から9か所に変更になったためです。</p>
<p><質疑></p> <p>契約書では工期が令和3年10月18日から12月24日までとされています。特命随意契約とした理由に工期の短縮と記載されていますが、実際にはどの程度の期間短縮を見込んでいたのですか。</p>
<p><回答></p> <p>この工事は、県道の拡幅に伴い、舗装工事に併せマンホール高さを調整するものです。同期間に並行して別の事業者が施工すると調整に時間がかかりますが、同一事業者が施工することでその期間短縮することができます。</p>
<p><質疑></p> <p>契約書に記載のある工期は、県が発注した道路拡幅工事と重なるということですか。</p>
<p><回答></p> <p>当初の発注では、県の拡幅工事とマンホール高の工期は一致していました。マンホール高の調整箇所が8か所から9か所に増え、工期も延長しましたが、県の道路拡幅工事も同様に工期が延長されています。</p>
<p><質疑></p> <p>この工事は（入札ではなく）見積合せということですが、見積合せも予定価格を事前に公表しているのですか。</p>
<p><回答></p> <p>特命随意契約の場合、見積書の提出を求める相手方が一者のため、予定価格は</p>

<p>事前に公表せず、落札決定後に公表しています。</p>
<p><質疑></p> <p>抽出案件の説明には、「富山県から移設依頼があつて」と記載されています。県も同様の表現をしているのですか。</p>
<p><回答></p> <p>県の依頼文には、「支障物件の移設」と記載されていたため、この表現を用いたものです。</p>
<p><意見></p> <p>発注者が県と市で別々のため、市が発注する工事を特命随意契約としています。同一の事業者が施工することは妥当だと思います。</p>
<p>⑫ 案件名：鷹の橋撤去設計業務委託 担当課：公園緑地課</p>
<p><説明></p>
<p><質疑></p> <p>設計から施工まで一括で発注する方式と、設計業務を完了後に施工業者を選定する方式があると思います。それぞれの方式のメリットとデメリットを教えてください。</p>
<p><回答></p> <p>本市では施工業者に設計から施工までを一括発注する事例はほとんどありません。基本的には設計業務を発注し、その成果品をもとに工事を発注しています。設計から施工まで一括して発注する方式は、土木工事に限ると、まだ実績はありません。</p>
<p><質疑></p> <p>この橋梁は、日本道路公団が設置し、すぐに富山市に移管されたということですか。</p>
<p><回答></p> <p>(日本道路公団とは) 管理協定を締結しています。高速道路を作るときに呉羽丘陵に散策路があり、その機能補償として(日本道路公団が)設置した後、管理業務を富山市に移管するという協定書が交わされたものと思います。</p>
<p><質疑></p> <p>平成29年に通行止めになり、今回の発注までにはずいぶん時間が経っていますが、何か問題があったのですか。</p>
<p><回答></p> <p>平成29年にNEXCO 中日本が道路パトロールをした際に、橋のひび割れを見つけ、市に連絡がありました。市は、現場の状況を確認するため通行止めとし、点検や詳細調査を行ってきました。撤去設計を行うに至った経緯としては、NEXCO 中日本が道路法の対象ではない道路を撤去するに当たって、70%を助成する制度を昨年度に設けられ、市としてはその制度を活用したいと考え、手を挙げたものであり、撤去に向けて事業を進めているところであります。</p>

<意見>

説明から調査等に少し時間をかけすぎではないかという印象を受けたので確認しました。

<審議結果のまとめ>

抽出した12件の案件について、説明を受け、審議してきましたが、令和3年度下半期の建設工事及び建設コンサルタント業務の入札・契約については概ね適正に行われていたといえると思います。

<閉会>